1　7150-7250MHzの周波数帯（宇宙から地球）及び8400-8500MHzの周波数帯（地球から宇宙）において、7250-7750MHz（宇宙から地球）及び7900-8400MHz（地球から宇宙）におけるFSSへの現在の世界的分配を拡大することを視野に、既存業務との両立性を確保するためにFSSに新たに分配を行う可能性に関する技術上及び規制上の研究を行うこと。

2　7150-7250MHzの周波数帯（宇宙から地球）及び8400-8500MHzの周波数帯(地球から宇宙)における運用上の要求条件は小型VSAT的FSS地球局を包含しないことを考慮しつつ、上記決議条項１で言及した新しいFSSへの分配が、他の業務との両立性を実現するために、既知の固定地点から運用されるFSSシステムに限ることが保証されるよう、適切な規制上の研究を行うこと。

3　他の既存業務との両立性を確保しつつ、7375-7750MHzの周波数帯（宇宙から地球）及び8025-8400MHzの周波数帯（地球から宇宙）又はその一部をMMSSへ分配する可能性について技術上及び規制上の研究を行うこと。

4　これらの研究をWRC-15に間に合うように完了すること。

以下を主管庁に要請する。

ITU-Rの研究に積極的に参加すること。

改　決議第804（WRC-12、改）　世界無線通信会議の議題を決定するための原則

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　条約第118号の規定に基づいて、WRCの議題の一般的範囲は会議の４年から６年前までに決定すべきであること。

b)　WRCの権限及び日程計画に関する憲章第13条並びに当該会議の議題に関する条約第７条

c)　憲章第92号並びに条約第488号及び第489号の規定は、会議が会計上の責任をもつことを要求していること。

d)　連合の戦略計画に関する決議第71（2002年マラケシュ、改）の規定において、全権委員会議は、WRCの議題がますます複雑かつ冗長になっていることを指摘したこと。

e)　全権委員会議決議第80（2002年マラケシュ、改）及び決議第72（WRC-07、改）は、地域及び非公式団体による積極的な寄与を認め、効率の改善及び倹約の必要性も認めたこと。

f)　以前のWRCの関連する決議

以下に留意し、

a)　WRCの議題として割り当てられた課題の数が増えていること、また、幾つかの課題は会議の準備も含めてWRCに配分された時間内に十分に解決できなかったこと。

b)　幾つかの議題は、他に比べてより大きい影響を将来に与える可能性があること。

c)　ITUの人材及び資金は限られていること。

d)　発展途上国の需要を考慮し、主要課題に平等かつ効率的に対処できるようにする方法より、会議の議題を限定する必要があること。

e)　憲章第90号に基づき、技術の進展や構成国の要求の変更が会議議題に適切に反映されることを確保するために、WRCの間隔は通常３年から４年であること。

以下を決議し、

将来のWRCの議題案を作成するに当たっては、第１附属書の原則を使用すべきであること。

以下を主管庁に要請する。

1　WRCの議題の項目を提案するに当たっては第２附属書の様式を用いること。

2　将来のWRCの議題案を準備するための地域での活動に参加すること。

決議第804の第１附属書（WRC-12、改）　WRCの議題を決定するための原則

会議の議題には以下の項目を含む。

1)　ITUの全権委員会議によって指定された項目

2)　それについて無線通信局長が報告を要求される項目

3)　無線通信局及び無線通信委員会の活動についての指示に関する、及び当該活動の見直しに関する項目

一般に、以下の条件が全て満たされた場合に、会議は、主管庁団体又は主管庁によって提案された項目を将来の会議の議題に盛り込むことができる。

1)　世界的又は地域的性質の課題に対応している。

2)　WRCの決議及び勧告を含め、無線通信規則の変更が必要であると予想される。

3)　会議の前に必要な研究を完了できること（例えば、適当なITU-R勧告が承認されることになるなど）が予想される。

4)　その課題に伴う資源は、構成国及び部門構成員、無線通信局及びITU-R SG、CPM及び特別委員会によって管理できる範囲内に抑えられている。

可能な範囲内で、以前の会議により生じた議事項目は、通常では決議に反映されており、２の連続する会議により検討されたものであるため、正当であると認められない限り、検討されない。

更に、無線通信総会により執られる措置、特に無線通信規則の改正を伴わない措置を通して扱われる課題がある可能性がある。

会議の議題を制定するに当たっては、以下を行うよう努める。

a)　WRCの十分前に難しい可能性のある課題を取り扱う目的で、決議第72（WRC-07、改）及び全権委員会議決議第80（2002年マラケシュ）の規定に基づき、WRCの準備過程において検討すべき課題については地域及び地域間の調整を促進すること。

b)　個々の主管庁が議題項目を提案する平等な権利を有していることを考慮し、地域団体によって提案される議題項目を可能な範囲内で盛り込むこと。

c)　提案が優先度の表示とともに提出されることを確保すること。

d)　提案の中に、財政その他資源の考慮事項の評価を（無線通信局の援助を得て）含むことにより、提案が認められたITU-Rの予算限度内に入ることを確保すること。

e)　提案する議題項目の目的及び範囲が、完全かつ明確であることを確保すること。

f)　提案する議題項目が将来の課題の有望な候補となることを検討するには、潜在的な議題項目に関連したITU-R研究の状況を考慮すること。

g)　無線通信規則の変更を意図している項目と、単に研究の進捗に対応する項目とを区別すること。

h)　可能な範囲で課題ごとに議題項目を制定すること。